

(社) 国民健康保険中央会
の論点等について

主要な論点

- 1 当該法人に対しては、国民健康保険、高齢者医療、介護保険、障害者自立支援給付に係る審査支払などの事業に対する国庫補助が行われているが、これは必要なものか。費用は妥当な水準にあるか。適切な効果をあげているか。

(参考)

【主な対象事業等】

①レセプト審査体制の向上の推進に関する事業	(6. 5億円)	補助
②退職被保険者の適用適正化対策の推進に関する事業	(1. 6億円)	補助
③医療費適正化に関する事業	(4. 6億円)	補助
④国保事業の効率化に関する事業	(2. 1億円)	補助
⑤医療費情報総合管理分析システムに関する事業	(0. 1億円)	委託
⑥介護保険制度における介護報酬の審査支払等に関する事業	(5. 7億円)	補助
⑦後期高齢者医療制度の円滑な運営に関する事業	(10. 1億円)	補助
⑧給付費支払システムに関する事業(障害者自立支援法関連)	(10. 1億円)	補助

※いずれも平成22年度予算ベース

- 2 国保中央会が行う事業は、原則として、国保連合会の会費及び分担金に加え、国庫補助を行うことで賄われている。各国保連合会が負担する会費や分担金の水準は、どのように定められているのか。適切な水準となっているのか。
- 3 国保中央会においては、各国保連が使用する様々なシステムについて、標準的なシステムの開発・維持管理を行っているが、それぞれの契約に際しては、公正な業者選定、適切な契約額の設定など、契約の適正化が十分図られているか。

(参考)

システム開発・維持管理に関する経費(平成22年度予算) 72億円

(次ページに続く)

《共通事項（全法人）》

- 当該法人の事務・事業に対する委託費等の国からの財政支出が適正な額であるか。事務・事業の実施に当たって冗費（ムダ）はないか。

（参考）

国からの補助金合計 約40.7億円（7事業計）

委託費交付総額 約0.1億円（1事業計）

【主な対象事業等】

- | | | |
|------------------------------|----------|----|
| ①レセプト審査体制の向上の推進に関する事業 | （6.5億円） | 補助 |
| ②退職被保険者の適用適正化対策の推進に関する事業 | （1.6億円） | 補助 |
| ③医療費適正化に関する事業 | （4.6億円） | 補助 |
| ④国保事業の効率化に関する事業 | （2.1億円） | 補助 |
| ⑤医療費情報総合管理分析システムに関する事業 | （0.1億円） | 委託 |
| ⑥介護保険制度における介護報酬の審査支払等に関する事業 | （5.7億円） | 補助 |
| ⑦後期高齢者医療制度の円滑な運営に関する事業 | （10.1億円） | 補助 |
| ⑧給付費支払システムに関する事業（障害者自立支援法関連） | （10.1億円） | 補助 |

※いずれも平成22年度予算ベース

- 当該法人の組織は、当該法人の事務・事業を実施するために適切かつ効率的な体制であるか。また、管理部門の体制は過大となっていないか。

（参考）

平成20年度ラスパイレス指数 100.8

常勤役員に占める国家公務員出身者：2／5

職員数に占める国家公務員出身者：3／89

管理部門の職員数（割合）：12人（13.4%）※平成22年4月1日現在

（次ページに続く）

○ 不必要な余剰資産などを抱えていないか。内部留保、積立金が過剰ではないか。

(参考 1)

(単位：億円)

現預金 (流動資産)	有価証券	固定資産 (土地・建物等)	積立金・ 引当金等	その他	計
2, 1 7 9	5 0	2 1 4	4 8	なし	2, 4 9 1

内部留保率：1. 4%

※平成20年度

(参考 2)

・現預金 2, 1 7 9 億円

① 1, 8 6 2 億円（70歳から74歳の者の自己負担額（1割分）を国に代わり医療機関等へ支払うための基金、平成27年3月時点の残額は全て国庫に返還）

② 2 0 5 億円（平成21年3月診療分にかかる全国決済相殺額の未払金）

③ 9 8 億円（システム開発経費等の未払金）

④ 1 4 億円（次期繰越額）

・有価証券 5 0 億円

国保特別対策基金（全額を平成21年度に売却し、平成22年度中に国庫返納予定）

・固定資産 2 1 4 億円

① 2 億円（事務所の敷金）

② 2 1 2 億円（各種システムの開発・改修費用）

・積立金・引当金等 4 8 億円

① 3. 5 億円（退職積立金）

② 4 4. 5 億円（各種システムにおける改修に備えた積立金）

（次ページに続く）

《国保中央会の各事業に共通する事項》

- 国保中央会が行う事業は、原則として、国保連合会の会費及び分担金に加え、国庫補助を行うことで賄われている。各国保連合会が負担する会費や分担金の水準は、どのように定められているのか。適切な水準となっているのか。

- 国保中央会においては、各国保連が使用する様々なシステムについて、標準的なシステムの開発・維持管理を行っているが、それぞれの契約に際しては、公正な業者選定、適切な契約額の設定など、契約の適正化が十分図られているか。

(参考)

システム開発・維持管理に関する経費（平成 22 年度予算） 7 2 億円

《国民健康保険関係事業》

- 当該法人に対しては、国民健康保険制度に関連し、レセプト電算処理システムの開発・維持等の国保連合会の共同事務処理や共同事業に対し、国庫補助が行われているが、これらは必要なものか。費用は妥当な水準にあるか。適切な効果をあげているか。

また、上記補助金の中には、全国国民健康保険診療施設協議会等の他団体への間接補助が含まれるが、当該法人を通じた間接補助を行う必要があるのか。

(参考)

レセプト審査体制の向上の推進に関する事業	(6. 5 億円)	補助
退職被保険者の適用適正化対策の推進に関する事業	(1. 6 億円)	補助
医療費適正化に関する事業	(4. 6 億円)	補助
国保事業の効率化に関する事業	(2. 1 億円)	補助

- 国民健康保険の審査支払に関し、通常のレセプトの審査は、各都道府県で設立された国保連合会が行い、超高額レセプトの特別審査については、国民健康保険法に基づき、厚生労働大臣から指定を受けた当該法人が実施

(次ページに続く)

しているが、これは必要なものか。費用は妥当な水準にあるか。他の主体（例：各国保連合会）が実施する場合に比して効率的に行われているか。

（参考）国民健康保険法第45条第6項（抜粋）

6 国民健康保険団体連合会は、前項の規定及び健康保険法第76条第5項の規定による委託を受けて行う診療報酬請求書の審査に関する事務のうち厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査に係るものを、一般社団法人又は一般財団法人であつて、審査に関する組織その他の事項につき厚生労働省令で定める要件に該当し、当該事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして厚生労働大臣が指定するものに委託することができる。

○ 支払基金と各都道府県で設立された国保連合会がそれぞれ審査支払業務を行っているが、審査の方法や体制は同様であることから、統合も含めて組織の在り方をどう考えるのか。

○ 各国保連合会間の査定率の差異の解消や、レセプトの電子化を踏まえた審査内容の充実など、審査の質の充実に国保中央会としてどのように取り組んでいるのか。

（参考）

査定率の差異（平成22年2月審査分）

千葉県	0.211%	}	約5.55倍
秋田県	0.038%		

《介護保険関係事業》

○ 当該法人に対しては、介護保険制度に関し、i) 介護保険審査支払等システムの運用、ii) 都道府県、保険者が実施する介護給付適正化への支援等を行うために国庫補助が行われているが、これらは必要なものか。費用は妥当な水準にあるか。適切な効果をあげているか。

（参考）

介護保険制度における介護報酬の審査支払等に関する事業（5.7億円） 補助

《高齢者医療関係事業》

○ 当該法人に対しては、高齢者医療制度に関し、①広域連合電算処理システムの統一的な保守管理や改修、②診療報酬の審査支払のためのレセプト
(次ページに続く)

電算処理システムの統一的な保守管理や改修等に対し、国庫補助が行われているが、これらは必要なものか。費用は妥当な水準にあるか。適切な効果をあげているか。

(参考)

後期高齢者医療制度の円滑な運営に関する事業 (10. 1億円) 補助

- 高齢者医療制度の導入に当たって、70 歳から 74 歳の者の自己負担引き上げ（1 割→2 割）を凍結したことに伴い、国に代わり自己負担額の 1 割分を医療機関等へ支払うための基金を当該法人は保有しているが、その管理・運用は効率的に行われているか。

(参考)

70 歳から 74 歳の者の自己負担額（1 割分）を国に代わり医療機関等へ支払うための基金 1, 862 億円（平成 20 年度）を保有。平成 27 年 3 月時点の残額は全て国庫に返還。

《障害者自立支援関係事業》

- 当該法人に対しては、障害者自立支援制度に関し、給付費支払システムの開発・維持管理等に対し、国庫補助が行われているが、これらは必要なものか。費用は妥当な水準にあるか。適切な効果をあげているか。

(参考)

給付費支払システムに関する事業(障害者自立支援法関連) (10. 1億円) 補助

国民健康保険中央会（国保中央会）の主な業務

市町村が主体 となっている 主な制度	各国保連の役割 （国保の保険者である 市町村が共同で事務 を行うため設立）	国保中央会の主な業務			
		高額レセプト の特別審査	全国決済	全国的な システムの開発	その他 （国保連の支援など）
		高額なレセプトを 集中的に審査	各国保連間で診療 報酬などを相殺	各国保連が使用す るシステムを開発	
国民健康保険	審査支払 高額医療費の再保険 など	○	○	○	審査支払業務の支援 研修・調査研究 再保険事業 保健事業 など
高齢者医療 ※市町村が設立した 広域連合が主体	審査支払 高額医療費の再保険 など	○	○	○	審査支払業務の支援 研修・調査研究 など
介護保険	審査支払など		○	○	審査支払業務の支援 研修・調査研究 など
障害者自立 支援給付	支払など		○	○	支払業務の支援 検討会・説明会 など

高度な知識を有する専門家により、効率的かつ厳格な審査を実施

居住地から離れた場所で医療機関を受診したり、介護サービスなどを受けても、居住地と同じように、窓口負担のみでサービスを受けることが可能に

全国統一システムによる事務の効率化・平準化
システム開発費の合理化